

令和 8 年 9 月市議会定例会

議 案

焼 津 市

令和 8 年 9 月市議会定例会

議 案 目 次

議案番号	件 目	頁
認第17号	令和 7 年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について	別冊
認第18号	令和 7 年度焼津市し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第19号	令和 7 年度焼津市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第20号	令和 7 年度焼津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第21号	令和 7 年度焼津市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第22号	令和 7 年度焼津市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第23号	令和 7 年度焼津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第24号	令和 7 年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第25号	令和 7 年度焼津市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第26号	令和 7 年度焼津市水道事業会計決算認定及び剰余金処分案について	〃
認第27号	令和 7 年度焼津市病院事業会計決算認定について	〃
認第28号	令和 7 年度焼津市公共下水道事業会計決算認定について	〃
認第29号	専決処分事件の報告及び承認について（令和 8 年度焼津市一般会計補正予算（第 3 号））	1
認第30号	焼津市教育委員会委員の任命について	別冊
議第41号	令和 8 年度焼津市一般会計補正予算（第 4 号）案	別冊
議第42号	令和 8 年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）案	〃
議第43号	令和 8 年度焼津市港湾事業特別会計補正予算（第 1 号）案	〃
議第44号	焼津市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	8
議第45号	焼津市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	9
議第46号	焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について	10
議第47号	焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	11
議第48号	焼津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	16
議第49号	焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	17
議第50号	焼津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20
議第51号	衛生車（バキューム車）の取得について	21
議第52号	焼津市道路線の認定について	22
議第53号	焼津市道路線の変更について	23
報第19号	令和 7 年度焼津市土地開発公社の決算状況について	別冊
報第20号	令和 7 年度の焼津市の財政の健全化に関する比率の報告について	24
報第21号	私債権の放棄について	27

認第29号

専決処分事件の報告及び承認について

「令和8年度焼津市一般会計補正予算（第3号）」を令和8年8月4日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年9月1日提出
焼津市長 中野 弘道

専第17号

令和8年度焼津市一般会計補正予算（第3号）

令和8年度焼津市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,228,713千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年8月4日専決処分
焼津市長 中野 弘道

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰 入 金		9,148,923	4,500	9,153,423
	2 基 金 繰 入 金	9,097,606	4,500	9,102,106
歳 入 合 計		71,224,213	4,500	71,228,713

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 消 防 費		2,055,370	4,500	2,059,870
	1 消 防 費	2,055,370	4,500	2,059,870
歳 出 合 計		71,224,213	4,500	71,228,713

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰 入 金	9,148,923	4,500	9,153,423
歳 入 合 計	71,224,213	4,500	71,228,713

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9 消 防 費	2,055,370	4,500	2,059,870	0	0	0	4,500
歳 出 合 計	71,224,213	4,500	71,228,713	0	0	0	4,500

２．歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰入金	9,148,923	4,500	9,153,423
2 基金繰入金	9,097,606	4,500	9,102,106
1 財政調整基金繰入金	2,857,503	4,500	2,862,003
歳 入 合 計	71,224,213	4,500	71,228,713

３．歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9 消防費	2,055,370	4,500	2,059,870	0	0	0	4,500
1 消防費	2,055,370	4,500	2,059,870	0	0	0	4,500
4 災害対策費	292,008	4,500	296,508	0	0	0	4,500
歳 出 合 計	71,224,213	4,500	71,228,713	0	0	0	4,500

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金 繰入金	4,500	財政調整基金とりくずし

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	1,856	令和8年熊本地震災害支援事業費 令和8年熊本地震災害支援事業費 4,500
8 旅費	1,644	
10 需用費	1,000	

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	1,571	858,970	3,701,777	3,278,963	7,839,710	1,451,528	9,291,238
補正前	1,571	858,970	3,701,777	3,277,107	7,837,854	1,451,528	9,289,382
比 較	0	0	0	1,856	1,856	0	1,856

職員手当の内訳

(単位 千円)

区 分	管理職 手当	地域手当	住居手当	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日勤務 手当
補正後	54,455	134,177	50,432	66,246	107,835	6,908	341,337	0
補正前	54,455	134,177	50,432	66,246	107,835	6,880	339,509	0
比 較	0	0	0	0	0	28	1,828	0
区 分	夜間勤務 手当	宿日直 手当	期末勤勉 手当	退職手当	児童手当			
補正後	0	0	1,826,184	640,389	51,000			
補正前	0	0	1,826,184	640,389	51,000			
比 較	0	0	0	0	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	789	0	3,192,521	2,746,034	5,938,555	1,124,442	7,062,997
補正前	789	0	3,192,521	2,744,178	5,936,699	1,124,442	7,061,141
比 較	0	0	0	1,856	1,856	0	1,856

職員手当の内訳

(単位 千円)

区 分	管理職 手当	地域手当	住居手当	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日勤務 手当
補正後	54,455	134,177	50,432	66,246	89,632	4,305	330,136	0
補正前	54,455	134,177	50,432	66,246	89,632	4,277	328,308	0
比 較	0	0	0	0	0	28	1,828	0
区 分	夜間勤務 手当	宿日直 手当	期末勤勉 手当	退職手当	児童手当			
補正後	0	0	1,349,036	616,615	51,000			
補正前	0	0	1,349,036	616,615	51,000			
比 較	0	0	0	0	0			

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	782	858,970	509,256	532,929	1,901,155	327,086	2,228,241
補正前	782	858,970	509,256	532,929	1,901,155	327,086	2,228,241
比 較	0	0	0	0	0	0	0

職員手当の内訳

(単位 千円)

区 分	管理職 手当	地域手当	住居手当	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日勤務 手当
補正後	0	0	0	0	18,203	2,603	11,201	0
補正前	0	0	0	0	18,203	2,603	11,201	0
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
区 分	夜間勤務 手当	宿日直 手当	期末勤勉 手当	退職手当	児童手当			
補正後	0	0	477,148	23,774	0			
補正前	0	0	477,148	23,774	0			
比 較	0	0	0	0	0			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	0	給与改定に伴う増減分 0		
		昇給に伴う増減分 0		
		その他の増減分 0		
職員 手当	1,856	制度改正に伴う増減分 0		
		その他の増減分 1,856	時間外勤務手当 1,828 特殊勤務手当 28	

焼津市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月1日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市監査委員条例の一部を改正する条例（案）

焼津市監査委員条例（昭和39年焼津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

焼津市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月1日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例（案）

焼津市認可地縁団体印鑑条例（平成20年焼津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第9条中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月1日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市税条例の一部を改正する条例（案）

焼津市税条例（昭和29年焼津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の2第1項中「令和9年3月31日」を「令和14年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月1日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年焼津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第52条」を「―第52条」に改める。

第2条第6号を次のように改める。

（6）満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。

第2条中第27号を第31号とし、第12号から第26号までを4号ずつ繰り下げ、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

（13）教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

（14）満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

（15）保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第2条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

（7）満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第12条の見出し中「教育」を「特定教育」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ(ア)中「法第19

条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「選考方法」を「選考の方法」に改める。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く）」を「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く）」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む）」を「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む）」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む）」を「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む）」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く）」を「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く）」に改める。

第37条第1項中「第28条」を「第27条」に、「第31条」を「第27条」に、「第33条」を「第27条」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、

満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項の場合において、」を「前2項の」に、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）」を、「より特定地域型保育」の次に「（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」を加え、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に、「以下この号及び第6項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条第11項を同条第12項とし、同条第10項を同条第11項とし、同条第9項中「第1項第1号及び第2号」を「同項第1号及び第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに

係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項に規定する選考方法」を「第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法」に改める。

第47条第1項及び第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項各号列記以外の部分中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」を「第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」に改める。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」を「いう。次条第3項及び第52条第3項」に、「第40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に改め、「以下この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。）」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育認定保護者に限る。）」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

焼津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

焼津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和8年9月1日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について（案）

焼津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年焼津市
条例第48号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の
5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事
業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）
第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止
し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等
対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉
鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同
法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければ
ならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月1日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について（案）

焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年焼津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。））」を加え、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」を「第6条の3第10項第2号又は第3号」に改め、同条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。））」を加

え、同条に次の２項を加える。

4 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

4 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第６条の３第10項」を「第６条の３第10項第１号」に改める。

第44条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

4 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条に次の１項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第６条の３第12項第２号に規定する事

業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加える。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とする。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

焼津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月1日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

焼津市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年焼津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「423床」を「376床」に改める。

附 則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。

衛生車（バキューム車）の取得について

下記のとおり、衛生車（バキューム車）を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年焼津市条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 取得物品 | 衛生車（バキューム車） |
| 2 | 取得方法 | 制限付き一般競争入札による契約 |
| 3 | 取得金額 | 42,753,300円 |
| 4 | 取得先 | 藤枝市堀之内一丁目12番地
いすゞ自動車中部株式会社 藤枝支店 支店長 松下 悟 |

令和8年9月1日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、焼津市道の路線を次のとおり認定する。

令和8年9月1日提出

焼津市長 中野 弘道

路 線 名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
小土道東分譲地六号線	焼津市小土 485 番 14 地内	
	焼津市小土 485 番 14 地内	
小土道東分譲地七号線	焼津市小土 760 番 16 地内	
	焼津市小土 760 番 16 地内	
小土道東分譲地八号線	焼津市小土 760 番 16 地内	
	焼津市小土 760 番 16 地内	
三右衛門東段分譲地線	焼津市三右衛門新田 597 番 3 地内	
	焼津市三右衛門新田 601 番 1 地内	

焼津市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、焼津市道の路線を次のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

焼津市長 中野 弘道

路線名	変更	起 点	重要な 経過地
		終 点	
大住中島分譲地線	前	焼津市大住 551 番 1 地内	
		焼津市大住 551 番 1 地内	
	後	焼津市大住 551 番 1 地内	
		焼津市大住 563 番 10 地内	

令和7年度の焼津市の財政の健全化に関する比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、令和7年度の健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり報告する。

令和8年9月1日提出

焼津市長 中野 弘道

1 健全化判断比率

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	5.6%
将来負担比率	—

2 資金不足比率

水道事業会計	—
病院事業会計	—
公共下水道事業会計	—
温泉事業特別会計	—

令和7年度の焼津市の財政の健全化に関する比率の報告について（参考資料）

1 一般会計等に係る健全化判断比率

項 目	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.77%	20.00%
連結実質赤字比率	—	16.77%	30.00%
実質公債費比率	5.6%	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	—	350.0 %	

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されません。

※ 将来負担比率はマイナス値となるため、算定されません。

2 公営企業に係る資金不足比率

会 計	比 率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
病院事業会計	—	
公共下水道事業会計	—	
温泉事業特別会計	—	

※ いずれの会計においても、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されません。

3 各比率について

(1) 実質赤字比率

＝一般会計等の実質赤字額／標準財政規模×100

△3,769,652 千円（黒字）／30,814,577 千円×100＝△12.23%

(2) 連結実質赤字比率

＝地方公共団体の連結実質赤字額／標準財政規模×100

△7,870,925 千円（黒字）／30,814,577 千円×100＝△25.54%

(3) 実質公債費比率

＝一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金／（標準財政規模－算入公債費等の額）×100 （3か年平均）

(6.41463+4.58032+5.85157)／3＝5.6%

令和5年度：1,648,161 千円／25,693,790 千円×100＝6.41463

令和6年度：1,204,114 千円／26,288,877 千円×100＝4.58032

令和7年度：1,606,933 千円／27,461,547 千円×100＝5.85157

(4) 将来負担比率

＝一般会計等が将来負担すべき公営企業等を含めた実質的な債務／（標準財政規模－算入公債費等の額）×100

$$\triangle 6,459,409 \text{ 千円} / 27,461,547 \text{ 千円} \times 100 = \triangle 23.5\%$$

(5) 資金不足比率

＝公営企業ごとの資金の不足額／事業の規模×100

水道 $\triangle 2,093,498 \text{ 千円 (黒字)} / 1,840,852 \text{ 千円} \times 100 = \triangle 113.7\%$

病院 $\triangle 855,924 \text{ 千円 (黒字)} / 13,097,972 \text{ 千円} \times 100 = \triangle 6.5\%$

下水道 $\triangle 336,514 \text{ 千円 (黒字)} / 607,428 \text{ 千円} \times 100 = \triangle 55.3\%$

温泉 $\triangle 1,000 \text{ 千円 (黒字)} / 29,614 \text{ 千円} \times 100 = \triangle 3.3\%$

私債権の放棄について

焼津市債権管理条例（平成22年焼津市条例第9号）第13条第1項の規定に基づき次のとおり私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月1日提出

焼津市長 中野 弘道

放棄した私債権の名称	放棄した私債権の額		放棄した事由			その他必要な事項
	金額（円）	件数	放棄理由	金額（円）	件数	
奨学資金貸付 金元金収入	1,308,000	5	債務者が失踪、行方不明その他の事情にあり、徴収の見込みがないもの	588,000	4	放棄した期日 令和8年3月31日 時効期間 10年
			破産法、会社更生法その他の法令の規定により債務者が当該私債権につきその責任を免れたもの	720,000	1	
水道料金	399,268	158	債務者が失踪、行方不明その他の事情にあり、徴収の見込みがないもの	378,907	155	放棄した期日 令和8年3月31日 時効期間 2年又は5年
			破産法、会社更生法その他の法令の規定により債務者が当該私債権につきその責任を免れたもの	20,361	3	